

3-1 関係部署間の調整、方針とりまとめを陣頭指揮

～整備局の総合評価実施方針の大幅改定への対応～

1. 立場と仕事

地方建設局(整備局)に入り 36 年目、道路事業分野を中心に様々な部署で経験を積み、品確法に基づく総合評価方式の拡大・改善、低入札受注対策、不調・不落工事への対応等、企画部で入札契約に係る問題の改善策を統括する担当官の任にあった。

2. 遭遇した事態

2006 年 12 月、国土交通省は「緊急公共工品質確保対策」を発表した。当時、問題になっていた低入札価格受注や不良・粗雑工事への対応のためだった。これを受け、整備局ではこれらへの対応策に加え、当管内で特有の問題だった不調・不落問題への対応策を盛り込むべく 2008 年度の総合評価の実施方針を早急に取りまとめることとなった。

2007 年度の当整備局での全ての契約工事を対象に、現状の課題を整理・分析し、その課題に対する有用で実施可能な改善策を検討することとした。膨大な工事件数について短期間のうちに作業を行い、新たな実施方針(案)について局内の合意形成を図ること。そして、2007 年度末に開催される「総合評価審査委員会」(学識者で構成)の審議を受けること。この一連の作業を私の陣頭指揮の下で進めることとなった。

3. 対応内容とその結果

新たな実施方針のとりまとめには、契約事務を所掌する総務部や、実際に工事を発注又は事務所を指導する河川部・道路部・営繕部等との綿密な調整が必要だった。私は、この作業を進めて行く上で最も重要なことは、多くの関係者が目的意識を共有し、相互の立場を理解しながら合意形成を進めることだと考えた。そこで、本局各部課長補佐クラスによる率直な意見交換の場と、各部官クラスによる調整及び方針案の方向付けの場を設け、様々な意見を吸い上げ、それを集約し、取りまとめていくこととした。もちろん自分がその場の座長の役割を果たした。

また、実施方針に対しては、これまで事務所や入札参加企業からは不満の声が聞こえていた。新たな実施方針の策定に当たってはその声に応えることが大事なポイントだと考えた。理念ばかりでなく、実務面からも効果が高く、支持されるものにしなくてはと。そこで、対応策の検討に当たっては、現場(事務所)で対応可能なものか、実際の効果が期待されるものか、受発注者双方の労力負荷の程度はどうか等、実務現場の視点を重視し対応策の絞り込みを行った。

このような作業を進めながら、一方で、新たな実施方針について国土交通省本省の担当部署と十分なすり合わせを行った。また、整備局幹部へは適宜状況報告しながら、受けた指示内容を取りまとめに反映して行った。さらに、「委員会」委員への事前説明(根回し)にも十分に意を払い対応した。これらは、部下に任せることなく自ら対応した。

これらの作業の後、2018 年 3 月末、「関東地整総合評価審査委員会」の審議を経て、新しい実施方針として決定を見た。